第７　落札者決定の取消し等 １　落札者決定の取消し事由 落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。 （１）　［略］ （２）　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力又は当該設備に係る太陽電池の合計出力を20％以上減少させたこと。 （３）　［略］ （４）　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の太陽電池の合計出力を３kW以上増加させたこと。 （５）・（６）　［略］ ２　［略］	第７　落札者決定の取消し等 １　落札者決定の取消し事由 落札に係る再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者が、次に掲げるいずれかの事由に該当すると認められるときは、当該落札者に係る落札者決定を取り消すこととする。 （１）　［略］ （２）　落札に係る再生可能エネルギー発電設備の出力を20％以上減少させたこと。 （３）　［略］ ［新設］ （４）・（５）　［略］ ２　［略］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

○国土交通省告示第八百二十一号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十九年九月十一日

国土交通大臣　石井　啓一

第１　起業者の名称　国土交通大臣

第２　事業の種類　一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」・北海道沙流郡日高町字美原地内から同道新冠郡新冠町字高江地内まで）及びこれに伴う附帯工事

第３　起業地

１　収用の部分　北海道沙流郡日高町字美原地内

北海道新冠郡新冠町字大狩部、字節婦町及び字高江地内

２　使用の部分　北海道沙流郡日高町字美原地内

北海道新冠郡新冠町字大狩部、字節婦町及び字高江地内

第４　事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

１　法第20条第１号の要件への適合性

申請に係る事業は、北海道沙流郡日高町字美原地内の厚賀インターチェンジ（仮称）から同道新冠郡新冠町字高江地内の新冠インターチェンジ（仮称）までの延長9.8kmの区間（以下「本件区間」という。）における「一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」）及びこれに伴う附帯工事」（以下「本件事業」という。）である。

本件事業のうち、「一般国道235号改築工事（日高自動車道「厚賀静内道路」）」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第３条第２号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第３条第１号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

また、本体事業の施行に伴う附帯工事として行う工事用道路の設置工事は、法第３条第35号に掲げる事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第１号の要件を充足すると判断される。

２　法第20条第２号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第１項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を遂行する充分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第２号の要件を充足すると判断される。

３　法第20条第３号の要件への適合性

⑴　得られる公共の利益

一般国道235号日高自動車道（以下「本路線」という。）は、苫小牧市を起点とし、沙流郡日高町、新冠郡新冠町、日高郡新ひだか町等を経由して浦河郡浦河町に至る延長約120kmの自動車専用道路である。

本路線が通過する日高地域（北海道日高振興局管内をいう。以下同じ。）は軽種馬産業及び農業が盛んな地域であり、生産された軽種馬、農産物等は本路線等を利用して、道内外へ輸送されている。

日高地域には、物流等を担う主要幹線道路として一般国道235号の一般道路及び一部供用済みの本路線があるが、本件区間に対応する一般国道235号の一般道路（以下「現道」という。）は、日高町厚賀市街地と新冠町中心市街地を結ぶ唯一の主要幹線道路であり、物流のみならず地域住民の日常生活において重要な役割を担っている。

しかしながら、現道は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最急縦断勾配を満たさない区間が存在するほか、自然災害による通行止めが行われるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済み又は供用予定である本路線の他の区間と接続し、高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線と連絡することで、日高地域と道央地域（北海道石狩振興局、北海道空知総合振興局、北海道胆振総合振興局及び北海道後志総合振興局管内をいう。以下同じ。）とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等に寄与するとともに、本件区間に線形等の良好な道路が整備され、自然災害発生時などにおける現道等の機能を補完・代替することから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

⑵　失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は、環境影響評価法（平成９年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成29年６月等に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地において、動物については文化財保護法（昭和25年法律第214号）における天然記念物であるヒシクイ、マガン、オジロワシ等、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成４年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるシジュウカラガン、オオタカ、クマタカ等、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているニホンザリガニ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ＩＢ類として掲載されているエゾハリスゲ、準絶滅危惧として掲載されているサクラソウ等その他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影響がない若